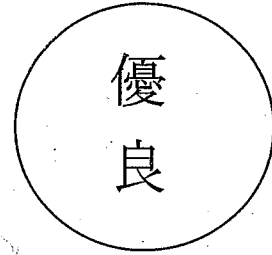


許可番号09720052206

産業廃棄物処分量許可証

住 所 香川県高松市塩江町安原下第3号584番地1
氏 名 有限会社ヨシモト・トレーディングカンパニー
代表取締役 松本 壽一



廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 の許可を受けた者であることを
第14条の2第1項 証する。

高松市長 大西 秀



許可の年月日 平成27年4月27日
許可の有効年月日 平成34年4月3日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

中間処理業(選別処分、破碎処分、圧縮梱包処分に限る。)

(2) 取り扱う産業廃棄物の種類

裏面に記載のとおり

2. 事業の用に供するすべての施設

第2面及び第3面に記載のとおり

3. 許可の条件

余 白

4. 許可の更新又は変更の状況

平成17年4月4日(当初許可)

平成22年4月8日(更新許可)

平成24年10月18日(変更許可)

平成27年4月27日(更新許可)

平成29年9月30日(代表者変更に伴う書換え)

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 有 無

以下 余 白

1. 事業の範囲

(2) 取り扱う産業廃棄物の種類

選別処分:①廃プラスチック類 ②紙くず ③木くず ④繊維くず ⑤金属くず ⑥ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ⑦がれき類 (ただし、①、⑤及び⑥にあっては、自動車等破砕物を除き、①、⑥及び⑦にあっては、石綿含有産業廃棄物を含まない。) 以上

破砕処分:①廃プラスチック類 ②紙くず ③木くず ④繊維くず ⑤ゴムくず ⑥金属くず ⑦ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ⑧がれき類 (ただし、①、⑥及び⑦にあっては、自動車等破砕物を除き、①、⑦及び⑧にあっては、石綿含有産業廃棄物を含まない。) 以上

圧縮梱包処分:①廃プラスチック類 ②紙くず ③木くず ④繊維くず ⑤ゴムくず ⑥金属くず ⑦ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず (ただし、①、⑥及び⑦にあっては、自動車等破砕物を除き、①及び⑦にあっては、石綿含有産業廃棄物を含まない。) 以上

2. 事業の用に供するすべての施設

(1) 施設の種類: 産業廃棄物の選別施設 (選別機) 1基

設置場所: 香川県高松市塩江町安原下第3号鮎滝上584番地1

設置年月日: 平成17年3月30日

処理能力: ①廃プラスチック類 ②紙くず ③木くず ④繊維くず ⑤金属くず ⑥ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ⑦がれき類の混合物 355.2トン/日 (8時間)

(2) 施設の種類: 産業廃棄物の選別施設 (磁力選別機) 1基

設置場所: 香川県高松市塩江町安原下第3号鮎滝上584番地1

設置年月日: 平成17年3月30日

処理能力: ①金属くず 42.4トン/日 (8時間)

(3) 施設の種類: 産業廃棄物の圧縮梱包施設 (1号機) 1基

設置場所: 香川県高松市塩江町安原下第3号鮎滝上584番地1

設置年月日: 平成24年9月20日

処理能力: ①廃プラスチック類 4.158トン/日 (8時間)
②紙くず 4.712トン/日 (8時間)
③木くず 3.600トン/日 (8時間)
④繊維くず 3.600トン/日 (8時間)
⑤ゴムくず 4.050トン/日 (8時間)
⑥金属くず 4.962トン/日 (8時間)
⑦ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず 4.725トン/日 (8時間)

以下余白

COPI

第3面

(4)施設の種類：バルツ50型破碎機 型式：WALD-50A型

廃プラスチック類の破碎施設 }
木くず又はがれき類の破碎施設 } 1基

設置場所：香川県高松市塩江町安原下第3号字鮎滝上584番1

設置年月日：平成26年11月18日

処理能力：①廃プラスチック類 18.0トン/日(8時間)
②紙くず 0.88トン/日(8時間)
③木くず 30.96トン/日(8時間)
④繊維くず 0.32トン/日(8時間)
⑤ゴムくず 6.24トン/日(8時間)
⑥金属くず 33.28トン/日(8時間)
⑦ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
42.24トン/日(8時間)
⑧がれき類 38.72トン/日(8時間)

許可年月日：平成26年11月17日

許可番号：2014-7(82)-6

以下余白

市
規
則